

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 前項の規定にかかわらず、前条第2号に規定する参考人のうち、自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために同号の規定により出頭したものに対しては、当該出頭1回につき、1,000円を支払うものとする。</u> <u>4</u> 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の適用を受ける職員の例による。 <u>5</u> 第1項及び第2項に定めるもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。	〔同左〕 第2条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕 <u>3</u> 〔同左〕 <u>4</u> 〔同左〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。